

第30章. 最終規定章

1. 最終規定章の概要

TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、寄託者、協定の正文等について規定。

2. 主要条文の概要

○附属書、付表及び脚注（第30. 1条）

本協定の附属書、付表及び脚注は、本協定の不可分の一部を成すことを規定。

○改正（第30. 2条）

締約国は、本協定の改正につき書面により合意することができること、改正は、全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずること等を規定。

○加入（第30. 4条）

本協定は、本協定に規定する義務を履行する用意がある、APECに参加する国又は独立の関税地域、及び締約国が合意する他の国又は独立の関税地域による加入のために開放しておくこと等を規定。

○効力発生（第30. 5条）

本協定は、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずる旨規定。

ただし、署名の日から2年の期間内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の2013年のGDPの合計の85パーセント以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報することを効力発生の要件として規定（署名の日から2年の期間内に上記の要件が満たされる場合には当該期間の満了の後60日で、当該期間内に上記の要件が満たされない場合には上記の要件が満たされた日の後60日で、それぞれ効力を生ずる。）。

○脱退（第30. 6条）

締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、本協定から脱退することができること等を規定。

○寄託者（第30.7条）

本協定の英語、スペイン語及びフランス語の原本は、本協定の寄託者に寄託すること等を規定。

○正文（第30.8条）

本協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること、及びこれらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文によることを規定。